

建築基準法上の用途判断のための参考資料

① 建築基準法別表第2（ぬ）項第4号の建築物
 （商業地域内に建築してはならない危険物の貯蔵又は処理施設）

下表に定める数量の限度を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、建築基準法別表第2（ぬ）項第4号の建築物に該当します。

	危険物の種類		数量の限度
(1)	火薬類 (玩具煙火を除く。)	火薬	50キログラム
		爆薬	25キログラム
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	1万個
		銃用雷管	10万個
		実包及び空包	3万個
		信管及び火管	3万個
		導爆線	1.5キロメートル
		導火線	5キロメートル
		電気導火線	3万個
		信号炎管、信号火セン及び煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。
(2)	マッチ	30マッチトン	
	圧縮ガス	700立法メートル	
	液化ガス	7トン	
	可燃性ガス	70立法メートル	
(3)	第一石油類 (ガソリン、ベンゼン等)	非水溶性	2（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、6）キロリットル以下
		水溶性	4（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、12）キロリットル以下
	第二石油類 (灯油、軽油等)	非水溶性	10（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、30）キロリットル以下
		水溶性	20（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、60）キロリットル以下
	第三石油類 (重油、グリセリン等)	非水溶性	20（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、60）キロリットル以下
		水溶性	40（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、120）キロリットル以下
第四石油類（ギヤー油、シリンダ油等）		60（特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、180）キロリットル以下	
(4)	(1) から (3) までに掲げる危険物以外のもの		α （特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、 3α ）以下

（備考）

1. この表は、建築基準法施行令第116条第1項の表及び同令第130条の9第1項の表並びに危険物の規制に関する政令別表第3を参考として作成した。
2. 可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。
3. 「非水溶性液体」とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
4. 「水溶性液体」とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動が収まった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

5. 「特定屋内貯蔵所」とは、危険物の規制に関する政令第2条第1号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するものをいう。
6. 「第一種販売取扱所」とは、危険物の規制に関する政令第3条第2号イに規定する第一種販売取扱所をいう。
7. α は、別表に掲げる数値とする。
8. 2種類以上の危険物（火薬類を除く。以下この号において同じ。）を同一の建築物に貯蔵する場合における当該危険物の数量の限度は、この表に定める危険物の数量の限度の数値でそれぞれ当該危険物の貯蔵量の数値を除した場合において、それらの商の合計が1を超えない範囲とする。
9. この表にかかわらず、次の①から⑤までに掲げるものの数量の限度は、無制限とする。
 - ① 土木工事その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物
 - ② 支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガス
 - ③ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車にガスを充填するための所定の設備（水素ステーション）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス
 - ④ 地下貯蔵槽（地下タンク）に貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類
 - ⑤ 所定の蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウム

別 表

類 別	性 質	品 名	性 状	α の数値
第1類	酸化性固体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類、臭素酸塩類、硝酸塩類、よう素酸塩類、過マンガン酸塩類、重クロム酸塩類、過よう素酸塩類、過よう酸、クロム、鉛又はよう素の酸化物、亜硝酸塩類、次亜塩素酸塩類、塩素化イソシアヌル酸、ペルオキシ二硫酸塩類、ペルオキシほう酸塩類、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物、その他酸化性固体を含有するもの	第1種酸化性固体	100キログラム
			第2種酸化性固体	600キログラム
			第3種酸化性固体	2トン
第2類	可燃性固体	硫化りん、赤りん、硫黄		200キログラム
		鉄粉		1トン
		引火性固体		2トン
		金属粉、マグネシウム、その他可燃性固体（引火性固体を除く。）を含有するもの	第1種可燃性固体	200キログラム
			第2種可燃性固体	1トン
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム		20キログラム
		黄りん		40キログラム
		アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属、有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）、金属の水素化物、金属のりん化物、カルシウム又はアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物、その他自然発火性物質及び禁水性物質を含有するもの	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	20キログラム
			第2種自然発火性物質及び禁水性物質	100キログラム
			第3種自然発火性物質及び禁水性物質	600キログラム
第4類	引火性液体	特殊引火物		100リットル
		アルコール類		800リットル
		動植物油類		20キロリットル
第5類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属のアジ化物、硝酸グアニジン、 α -アリルオキシニ・ β -エポキシプロパン、 α -メチリデンオキセタン γ -ブチオン、その他自己反応性物質を含有するもの	第1種自己反応性物質	20キログラム
			第2種自己反応性物質	200キログラム
第6類	酸化性液体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸、ハロゲン間化合物、その他酸化性液体を含有するもの		600キログラム

（備 考）

- この表は、消防法別表第1並びに危険物の規制に関する政令第1条及び同令別表第3を参考として作成した。
- したがって、上記の危険物の性質、品名、性状等の詳細は、それらの表の備考等を参照すること。

② 建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場
（準工業地域内に建築してはならない工場）

下表に定める事業のいずれかを営む工場は、建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場に該当します。

1	火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
2	消防法第2条第7項に規定する危険物の製造
3	マッチの製造
4	ニトロセルロース製品の製造
5	ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造（液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が30%を超えるアンモニア水を用いないものを除く。）
6	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）
7	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
8	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
9	木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
10	石炭ガス類又はコークスの製造
11	可燃性ガスの製造（次に掲げるものを除く。） （1）アセチレンガスの製造 （2）ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造
12	圧縮ガス又は液化ガスの製造（次のいずれかに該当するものを除く。） （1）製氷又は冷凍を目的とするもの （2）燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの （3）燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの
13	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸そう鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
14	たんぱく質の加水分解による製品の製造
15	油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品を製造を除く。）
16	ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造（国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるものを除く。）
17	肥料の製造
18	製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
19	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
20	アスファルトの精製
21	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

22	セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーパイドの製造
23	金属の熔融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）
24	炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎
25	金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの
26	鉄釘類又は鋼球の製造
27	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの
28	鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造（スエーピングマシン又はロールを用いるものを除く。）
29	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
30	石綿を含有する製品の製造又は粉碎（集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるものを除く。）